

文教くらし委員会記録

開催日時 令和元年12月11日(水) 13:04~15:13

開催場所 第3委員会室

出席委員 7名

今井 光子 委員長

阪口 保 副委員長

小村 尚己 委員

植村 佳史 委員

井岡 正徳 委員

藤野 良次 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 梶田 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第78号 令和元年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(文教くらし委員会所管分)

議第91号 和解及び損害賠償額の決定について

(2) その他

<会議の経過>

○今井委員長 ただいまから文教くらし委員会を開会いたします。

なお、理事者において、谷垣地域振興部次長併教育次長が総務警察委員会への出席のために欠席するとの連絡を受けておりますので、ご了解願います。

本日、当委員会に対し、1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただいております。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に説明を願います。

なお、理事者の皆様は着席にてご説明願います。

○**榊田くらし創造部長兼景観・環境局長** 私からは、令和元年12月定例県議会提出議案のうち、くらし創造部、景観・環境局所管分についてご説明いたします。

議第78号、令和元年度奈良県一般会計補正予算（第3号）についてです。

A4縦長の冊子、「令和元年12月定例県議会提出予算案の概要」でご説明いたします。

4ページをお願いいたします。3、健やかな「都」をつくる、健康寿命日本一を目標に、高齢者、障害者を含む、誰もが健やかに暮らせる地域をつくるの東京2020オリンピック聖火リレー開催事業です。来年の4月12日、13日に県内で実施されるオリンピック聖火リレーの開催経費の一部を県実行委員会に対し負担するものです。

なお、聖火リレーの運営経費については、県と市町村が2分の1ずつ負担しますが、両日の最終地で開催するセレブレーションの経費については、県が全額負担することとしております。

続いて、8ページをお開きください。債務負担行為補正です。東京2020オリンピック聖火リレー開催事業に係る契約については、今年度中に業務に着手し、年度をまたがって執行する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

次に、5ページをお願いいたします。給与改定に伴う増額です。給与改定を実施することにより増額となる5億5,000万円余のうち、くらし創造部、景観・環境局分は700万円余です。

以上がくらし創造部・景観環境局所管分についての説明です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**吉田教育長** 私からは、12月定例県議会提出議案のうち、教育委員会にかかわる事項に関して説明をさせていただきます。

まず、「令和元年12月定例県議会提出予算案の概要」について説明をさせていただきます

ます。

4 ページをお願いいたします。2 の愉しむ「都」をつくるの吉野学園及び大淀養護学校災害復旧事業です。これは、吉野学園及び大淀養護学校の敷地内ののり面崩壊に伴う復旧事業です。現場は、平成29年度の台風21号により崩壊したのり面です。昨年度から本復旧工事に着手し、ことしの7月末までをめどとして工事を進めてきましたが、ことしの5月にのり面上部で再度の崩落があり、本復旧工事内容の修正設計を行ったところです。その設計に基づき、上部のり面の復旧工事を行うものです。資料に記載の5,520万円のうち、教育委員会所管の大淀養護学校に係る金額は2分の1の2,760万円です。

5 ページをお願いいたします。4、智恵の「都」をつくるの高等学校耐震化事業です。これは、奈良高等学校の屋内運動場を使用停止しているため、その代替施設として、奈良の木を使用した移動式仮設体育館を設置する工事です。今年度、2度にわたって工事の入札を行いましたが、いずれも入札不調となりました。その状況を踏まえ、再度設計額を精査したところ、アーチ型という形状のため、木材加工や木組みの特殊性が反映されていないこと、床材などの一部の内外装について、仮設体育館を分解し、再利用可能という部材の特殊性が反映されていないことが判明しました。そこで、設計額を見直し、必要な経費について増額補正を行うものです。

次に、6、爽やかな「都」をつくるの給与改定に伴う増額です。先ほど榊田くらし創造部長からも申し上げたとおり、令和元年の人事委員会勧告の趣旨にのっとり、給与改定を実施することによるもので、5億5,500万円余のうち、教育委員会に関するものは特別職と一般職を合わせて3億3,200万円余です。

次に、6 ページをお願いいたします。7、その他の損害賠償金の一番上です。これは、県立奈良高等学校における熱中症事故に係る和解に伴う損害賠償金です。損害賠償の額は2,200万円です。

次に、7 ページをお願いいたします。繰越明許費補正の追加です。まず、吉野学園及び大淀養護学校災害復旧事業です。これは、先ほどご説明しました大淀養護学校の災害復旧事業に係る工事費用等であり、繰越額は2,760万円となります。繰り越し理由は、工期の確保のためです。

次に、高等学校耐震化事業です。これも、先ほどご説明しました奈良高等学校の奈良の木を使用した移動式仮設体育館設置に係る工事費用であり、繰越額は1億9,363万3,000円となります。繰り越し理由は、先ほど説明させていただいたように、入札が2回

不調となっており、入札手続に不測の日時を要したことによるものです。

以上が12月定例県議会における教育委員会所管の補正予算案です。

続いて、和解及び損害賠償額の決定についてご説明いたします。

A4横長の「令和元年度一般会計特別会計補正予算案その他」の94ページをお願いいたします。議第91号、和解及び損害賠償額の決定についてです。これは、県立奈良高等学校で発生した熱中症事故について、相手側と和解し、損害賠償額を2,200万円に定めようとするものです。

以上が教育委員会所管の提出議案です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**今井委員長** それでは、ただいまの議案の説明について、質疑があればご発言を願います。

なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

○**小村委員** 東京2020オリンピック聖火リレー開催事業についてですけれども、榊田くらし創造部長自身が動いていただいて、私の地元の生駒郡の市町村にも行っていただき、一定の方向性が決まってきたと思うのですけれども、現在、コースなどの発表はされているのでしょうか。どういった段階でこのコースを通るというスキームができていのであれば、教えていただきたいのと、全ての市町村を通るわけではないとは思いますが、予算は県2分の1、市町村2分の1ということですが、市町村2分の1は、通過する市町村の負担なのか、内訳を教えていただきたいと思えます。

○**榊田くらし創造部長兼景観・環境局長** 発表しておりますのは、聖火リレーで通過する県内市町村は19あります。複数市町村で一つのコース設定のところもありますので、コースとしては2キロメートル前後のコースが17区間あると思ってください。組織委員会から通過する市町村名については既に公表されています。コースについては、今月中に組織委員会から発表されると聞いています。

○**藤野委員** 5ページの高等学校耐震化事業についてですけれども、奈良高等学校の体育館の耐震化について、本会議でも吉田教育長が答弁されました。代替施設として奈良西養護学校の体育館を検討する。あるいは、ほかの施設等での対応も考えていくということですが。シャトルバスの運行も含めて、さまざまな検討もいただかねばならないのですが、もう一度改めて文教くらし委員会において吉田教育長の思いをお聞きしたいと思います。

○**吉田教育長** 奈良高等学校の仮設体育館の設置がおくれていることについては、非常に申しわけないと思っております。まずは代替施設の確保、それから仮設で過ごす子どもた

ちへの教育の充実も含めて、しっかり検討していきたいと思っております。

体育の授業、部活動等への対応ですけれども、現在、城内学舎の体育館を使用しておりますが、校舎を壊す必要があり、この体育館も危ないので、使用停止する必要があるため、城内学舎の体育館にかわるものとして、旧富雄高等学校の体育館である奈良西養護学校の体育館を活用できるように調整をしっかり図っていききたい。この体育館は、高等学校でもともと活用していたものですので、一定の広さもあり、部活動に十分利用できるものと考えております。

それから、アリーナ等については、奈良市中央体育館は毎週水曜日があいており、水曜日の活用も行っていますので、仮設体育館ができるまでは、奈良市中央体育館も継続して利用できるようにしたいと考えております。

○藤野委員 施設内の体育館を利用できない不便さというのはかなりありますので、そこは十分に配慮していただきたいと思います。また、保護者の方々にも十分な説明をいただくことをお願いして、質問を終わります。

○阪口副委員長 大淀養護学校と吉野学園の災害復旧工事についての質問ですが、ここでの工事には、今までに非常に多額のお金をかけているわけです。まず最初は、平成29年に墓のところに学校の土砂が流れ込んだということで、応急対応を実施して、道路土砂撤去で2,400万円、墓地内土砂撤去で4,100万円を使われています。ここで既に6,000万円以上を使っていますが、この点については納得しています。続いて、平成30年に本格復旧工事を発注し、総合評価方式でワイ・ビー建設を契約相手と決定し、契約額は4,100万円でした。この工事は途中で中断して、2,200万円を支払われたと思います。そして、平成31年4月に中断している復旧工事契約をワイ・ビー建設とされ、このときの額が5,300万円ですが、お聞きしたいのは、どうして随意契約なのかということです。本来の場合であれば、5,300万円の額でしたら、一般競争入札になると思うのです。

それから、多分この5,300万円の工事で下部ブロックまでの工事が終わって、今回の補正予算で計上しているのは、上段の部分で5,520万円と理解しております。

これらの工事は、トータルするとかなりお金がかかっていますが、なぜ随意契約なのか、それから、補正予算の上部工事について確認したいと思います。

○中西学校支援課長 まず、本年度4月1日に契約した随意契約の件についてです。

この随意契約については、昨年度、当初の復旧工事を4,100万円程度で、総合評価

による入札で業者を決定して工事を進めておりましたが、想定以上の地下湧水が発生しており、工事に着手ができない状況であったため、設計の見直しを余儀なくされました。平成30年度中の工事についてですけれども、ことしの1月に工事の現場に入ったのですが、そこでも上部斜面が湧水によって不安定な状態になっており、実際に工事に着手できたのが2月でした。その結果、平成30年度中に復旧工事が終わられない状況となり、途中で工事を年度精算しました。その精算額が、先ほどご紹介のあった2,200万円程度ということです。

4月1日の随意契約についてですが、平成30年度の斜面上部ののり面对策工事の一部を実施した状態で、早急に現場の安全確認を図るために、切れ目なく災害復旧工事を継続して実施する必要がありました。そのため、引き続き平成30年度の災害復旧工事の施工者と随意契約をしたところです。随意契約の理由についてですけれども、さきの平成30年度の工事と密接な関連性があるということで、随意契約をさせていただいたところです。

次に、ことしの4月1日から引き続き工事を実施したわけですけれども、5月末に、また斜面上部が一部崩壊して、さらに応急対策と工法の見直しが必要になったところです。再々こういった崩土が起こっているため、今後の対策工については慎重に検討していかなければならないということで、斜面下部のブロック工を終えたところで一定の安全性を確保できますので、その時点で一旦工事を終了し、斜面上部については、今回の補正予算によって改めて最終の対策をさせていただきたいと考えております。

○阪口副委員長 台風被害のときは、私たちも視察に行っているのです。例えば奈良高等学校ののり面崩壊の視察に行きました。それから、生駒高等学校のバックネット等の壊れた部分も視察に行きましたが、中西課長にも電話で問い合わせをして、対応していただいて、喜んでいるわけです。何もされていないとはいつも思っていません。私たちも大淀町までは遠くて視察に行けず、今回は、工事に2億円もかかるので、いろいろな資料等を見て質問をしているわけです。疑問に思ったのは、2億円かかることと、随意契約はいかなものかということです。確認しておきたいのは、きちんと工事をしていただくために、今回の最後の上段の部分については随意契約ではなく、入札にかけるということで公平性を確保されるのかということをお聞きしたいと思います。

○中西学校支援課長 今回、補正予算案をご承認いただければ、改めて残りの工事について入札を行い、工事に取りかかりたいと考えています。

○今井委員長 委員会運営の都合により、副委員長と進行を交代させていただきます。

○阪口副委員長 それでは、委員長にかわり、委員会を進めさせていただきます。

○今井委員長 奈良高等学校の体育館の問題についてですけれども、この木造仮設体育館については、2度の入札不調となりました。2回目の不調のときに、今度は、現行の体育館の耐震補強とプレハブ仮設体育館の建設、そして、木造仮設体育館の建設について、ゼロベースで検討し直すと言っていたのですけれども、どのような検討の結果、この木造仮設体育館になったのか、お尋ねしたいと思います。

それから、体育館ができるまで一定の期間がかかりますけれども、旧城内高等学校は、1年生、2年生が2学期まで使っていたということでもなじみもあり、また、奈良西養護学校よりも旧城内高等学校のほうが距離的には近いと思うのです。だから、城内高等学校は、どのような条件で借りているのか、また、事情を話して借りる期間を延ばしてもらうことはできないのか、お尋ねしたいと思います。

それから、奈良西養護学校ということで新聞報道されましたので、私も早速、その日の朝に伺ったのですけれども、先生方は少し驚いたような印象でした。午後3時半以降は、生徒たちは体育館を利用しないので、体育館があくことは確認したわけですが、先生方が工夫した手づくりのいろいろな遊具がたくさん倉庫に詰まっており、養護学校という特異性もあります。今、体育館をどのように使っているのかよくわからないのですけれども、例えば部活の物を置くことなどは、なかなか難しいと感じました。

それと、学校側としても、次の日に体育館を使うときは、机を並べたり、いろいろ事前に準備をして、次の日の朝から使うという使われ方をされているようですけれども、そのようなときに使う場合には、原状復帰してもらうという約束で使ってもらうことがあるようです。今でも部活の時間が少ないという話が出ているので、さらに距離が延びたら、余計に部活の時間が少なくなり、原状復帰ということであれば、その時間もかかるということで、果たして本当に奈良西養護学校で代替になるのか少し心配に思いました。

それから、今でも養護学校のスクールバスが5台使われており、それだけではなく、生徒の半分が放課後の児童デイサービスなどを利用されているので、その送り迎えの車もかなりの台数ですし、先生もたくさんいらっしゃいます。そこにシャトルバスということになると、帝塚山の住宅街は非常に閑静なところなので、地元の皆さんの理解も必要だと感じたわけですが、体育館をもし使うことになると、使用が終わったときや、土日の戸締まりなどを奈良西養護学校の管理の方が誰か立ち会ってしなければいけないのかという心配の声がありましたので、そのことについてどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○中西学校支援課長 仮設体育館についてです。

耐震補強工事、プレハブ等をゼロベースで検討ということでしたけれども、生徒の安全確保を最優先に考えて体育館を使用停止し、仮設建築物も含めた代替施設を確保することは既に決定していることです。他の方法と比べるとどうかという点では、木造仮設体育館は既に設計もできており、工期を考えると、最も早く完成できると理解しております。比較という点では、木造仮設体育館のほうが有利であると考えています。

次に、旧城内高等学校の校舎についてです。

旧城内高等学校の敷地は、公益法人からお借りしている土地です。その土地は、令和2年度末をもって返還することになっています。その後は、大和郡山市での計画ですので、詳細に申し上げられませんが、城址公園としての整備等を計画されていると聞いています。そのため、タイムスケジュールを考えると、今年度中に校舎の除去工事を始めないと間に合わない状況であり、これをさらに引き延ばすのは難しい状況です。

○吉田教育長 奈良西養護学校の体育館の件です。

確かに調整不足の点は否めないと思います。代替施設として、まず奈良東養護学校の体育館ですが、旧西の京養護学校と旧七条養護学校に2つあります、それぞれ一つずつです。まず、こちらのほうで調整に入りました。体育館が2つありますので、部活動も2つの部ができるのではないかとということで、私も現地を見ながら調整に入ったのですが、高等学校の体育館をという要望が強くありましたので、奈良西養護学校の体育館を使用する環境をつくるべきであろうと答弁いたしました。当然、調整は今後しっかりやっていきたいと思っております。

○今井委員長 設計もできていて、一番早くできるということで、今回、またこれが提案されたということですが、今までも一番早くできるとの理由で、この体育館が提案されてきたと思うのですが、結果的には大分おくれて、この1年間、奈良高等学校の子どもたちは、自分のところの体育館がないという状況で学校生活を送ってきたのも事実であると思います。前からもずっと言っておりますけれども、学校施設である以上は、全ての子どもたちが使えるスペースが必要ではないかと思っております。文部科学省の高等学校施設整備指針にも、必要な施設の規模等が記載されています。この必要な規模の確保については、学校の施設を新築、増築、改築するに限らず、既存施設を改修する場合も含めて、学校施設を計画及び設計する際の留意事項を示したものとなっております。今回のような場合においても、元の体育館の半分程度のスペースをしか使えない木造仮設体育館

が最初から提案されていたことがそもそも問題ではなかったかと思っているところです。

それでは、大和郡山市の旧城内高等学校ですけれども、令和2年度末までに返還するというのですが、令和2年度末ということは、3月末ということですか。

○中西学校支援課長 令和2年度中ですので、令和3年3月末に返還するという事です。現在建っている校舎等を解体、撤去して明け渡すので、解体のための工期が必要です。解体工事中に現場へ入ることは生徒にとって危ないため、使用ができないということです。

○今井委員長 解体工事の手順などはよくわかりませんが、新たなものができるまでの間、期間を延ばしてもらえないのかという思いと、使えなくなるのが奈良高等学校の側にきちんと説明されているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○中西学校支援課長 引き延ばしの件については、先ほどお答えしたとおりです。

奈良高等学校に、工事の着工については伝達しております。1月に工事業者が決まって、2月には現場に入るので、そのころからもう使えないと伝達しております。

○今井委員長 まだ、ご父兄や子どもたちにきちんとそれが伝わっていないということも聞いておりますので、きちんと説明をしていただきたいと思います。

それから、非常に悩ましい問題ですけれども、平城高等学校は、ことしから1年生が募集停止になりますので、スペースとしてはゆとりが出てくると思うわけですが、今の状況のままではなかなか難しいと感じております。平城高等学校の位置づけについては、今まで、3校を2校にすると言われていたと思うのですけれども、登美ヶ丘高等学校と平城高等学校で国際高等学校にするという位置づけなのか、どのように県は位置づけているのか、お尋ねしたいと思います。

○吉田教育長 生徒急増期に設置した普通科高等学校3校を、急減期になったときにどのように再編成するかという考え方でスタートしています。したがって、2校を1校に統合するという考え方を今回はとっておりませんので、3校を2校にするのか、もしくは1校にするのかという考え方からスタートし、現在は、3校を新たな2校の高等学校に再編成していこうと考えております。

○今井委員長 現在、奈良高等学校、平城高等学校、教育長、地元自治会で、いろいろな協議を始めていると聞いているのですけれども、どのような内容の協議をされているのか、教えていただきたい。

(「議案についての質疑では」と呼ぶ者あり)

○阪口副委員長 どうしますか。

○今井委員長 後にします。

○阪口副委員長 それでは、進行を委員長と交代いたします。

○今井委員長 それでは、これをもちまして、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○井岡委員 付託議案については、自由民主党は3名とも賛成させていただきます。

○粒谷委員 付託議案については、賛成させていただきます。

○藤野委員 付託議案については賛成をいたしますが、高等学校耐震化事業については、十分に生徒たちの思いを酌んでいただきながら、スムーズな活用をいただきますように、教育委員会のご尽力をよろしくお願い申し上げます。

○阪口副委員長 今回の付託議案に教育長の給与増額の議案がありますので、現在、高等学校耐震化事業に費用も要すことから、付託議案については反対をいたします。

○今井委員長 それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、議第78号中、当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第78号中、当委員会所管分を原案どおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第78号中、当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議第91号については、簡易採決より行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

議第91号については、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、議第91号については、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

教育長から、「令和元年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」について報告を行いたいとの申し出がありましたので、ご報告をお願いいたします。

○吉田教育長 過日に県議会議長に提出し、議員の皆様にお配りをいたしました県教育委員会の点検・評価報告書についてご説明いたします。

教育委員会では、平成20年度より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行っております。今年度も昨年度の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、この報告書を作成いたしました。

報告書の2ページをお願いいたします。点検・評価の概要として、目的、実施方法等を記載しております。点検・評価の実施に際しては、学識経験者の知見を活用することが義務づけられており、中ほどの表の6名の委員による教育評価支援委員会を9月2日に開催し、その意見などを参考にさせていただきました。

3ページをごらんください。平成30年度教育委員会の活動状況として、年間19回開催した定例教育委員会と年間6回開催した臨時教育委員会について開催状況を記載しております。

なお、定例教育委員会及び臨時教育委員会の会議内容については、会議録と資料を教育委員会のホームページに掲載しております。

4ページをごらんください。教育委員の研修状況等の活動状況を示しております。昨年度は教育委員会所管事業の実施状況や教育現場の状況を把握し、本県の教育施策の参考とするため、県内5カ所の学校・園を視察するとともに、各校の先生方と意見交換を行いました。

5ページをごらんください。ここからは、昨年度に実施した教育施策についての点検・評価の結果を記載しております。1の施策の体系をお願いいたします。平成28年3月末に奈良県教育振興大綱が策定されましたので、以降は大綱の施策の分類に従って、大学教育を除く大綱の14の施策に、文化遺産の保存と活用を加えた15の施策を評価単位として点検・評価を実施をいたしております。

6ページをごらんください。6ページから46ページには、15の施策について点検・評価した内容を、それぞれ2ページから3ページの評価シートにまとめ、掲載しております。各シートでは、施策の現状と課題、平成30年度の取り組み状況と評価と今後の主な

取り組みを示しております。また、8ページのように、あいたスペースを活用し、平成30年度の取り組みの様子を具体的に紹介しました。県教育委員会では、大綱の実行に向け、年度ごとの主な取り組みと指標及び目標値を掲げた奈良県教育振興大綱アクションプランを策定しております。このアクションプランに掲げられた取り組みと指標及び目標値を施策の点検・評価を行う際の基準とし、事業の執行管理に資することとしております。

47ページをごらんください。47ページから51ページには、奈良県教育振興大綱に示した重要業績評価指標のうち、教育委員会所管のものを一覧にしております。基準値は大綱策定時に用いた値、現状値は平成30年度、または直近のものです。

52ページをお開きください。52ページから54ページには、先ほどの教育評価支援委員会からいただいた意見等を記載しております。これらの意見を参考に、今後もの確な点検・評価の実施に努め、より効果的な教育行政を推進していきたいと考えております。

なお、この報告書については、速やかに教育委員会のホームページに掲載し、公表いたします。また、各市町村教育委員会へこの報告書を送付するとともに、各学校にもお知らせいたします。県民お役立ち情報コーナーにも配置することとしております。

○今井委員長 次に、その他の事項も含めて、質問があればご発言願います。

○植村委員 4項目について質問いたします。

まず最初に、北朝鮮による日本人拉致問題の啓発運動についてです。

毎年12月10日から16日までは北朝鮮人権侵害問題啓発週間として、国と地方自治体は、この週間の趣旨にかなうように、さまざまな事業を展開し、実施していただいております。きょう、委員長に了解をいただき配付しました資料ですが、これはポスターになっておりまして、ことしも既に始まっているわけですけれども、12月10日から16日までということで展開されております。教育委員会でも、このポスターを今週から張っていただいているのを私も確認させていただきました。本当に取り組んでいただいていると思うのですが、奈良県においても、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせて、現在、図書館では北朝鮮による日本人拉致問題の現状や経緯に関するパネル展示をしておられます。また、カフェテラス前においては、DVDアニメ「めぐみ」のビデオ上映もされていると聞いております。私も確認に行きたいと思っております。

また、北朝鮮による日本人拉致被害者を救出する全国組織のボランティア団体であります救う会奈良の皆さんが、拉致被害者救出のための署名活動を、先日の第10回奈良マラソンの受付会場において、国際課の協力のもとで展開しておられました。私も少しでした

けれども、お手伝いに参加させていただきましたが、大変多くランナーの方々やご家族の方々も来られて、署名にご協力いただきました。本当に感謝申し上げたいと感じております。

さて、ことしの6月24日の産経新聞の調査で、アニメ「めぐみ」について、全国の都道府県や政令市の約半数が、各地域内の公立小・中・高等学校での上映実態を掌握されていないということがわかり、このことがきっかけで私も質問をさせていただいたわけですが、調査の中で、奈良県も掌握していない都道府県に当時含まれていました。さらに、実態を掌握する半数の自治体でも、平成30年度の調査では高等学校での上映率が14.

5%にとどまっていたことも判明し、本県もことし調べていただいたということです。成果としては報告をいただきましたが、全国が14.5%でしたけれども、本県は3%にとどまっていたと聞きました。そこで、6月以降、文教くらし委員会や9月定例会の本会議でもこの質問をさせていただいた中で、教育委員会においても、さらなる啓発運動に取り組んでいただけるという答弁をいただいていたわけですが、その後、拉致問題に関する啓発ビデオの上映会、ポスターの掲示、公立高等学校及び公立小中学校での啓発活動について取り組んでいただいているとは聞き及んでおりますけれども、具体的にその後どのように取り組んでこられたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○大山人権・地域教育課長 拉致問題への取り組みの推進については、9月議会での、まずは学校管理職の認識を高める必要があるとの答弁を踏まえ、県立及び市立の高等学校長に対しては、学校長を含め、教職員の拉致問題への認識を高めるための研修資料として、あるいは生徒への指導資料として活用してもらえよう、本年11月の県立学校長会において、拉致問題対策本部作成のリーフレット、「すべての拉致被害者の帰国を目指して」及び「北朝鮮による日本人拉致問題」の2種類を配布し、拉致問題への取り組みの推進を呼びかけたところです。加えて、改めて拉致問題啓発ポスターを全校に配布し、校内への掲示をお願いしたところです。

また、各市町村立小中学校長に対しては、令和元年11月5日付で、12月10日から16日までの北朝鮮人権侵害問題啓発週間の周知と、各校におけるアニメ「めぐみ」等を活用した取り組みの推進を依頼する文書を各市町村教育委員会を通して発出するとともに、本年11月の各郡市校長会に当課指導主事が出向き、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にのっとり、改めてアニメ「めぐみ」の視聴等の拉致問題への取り組みを依頼したところです。

県教育委員会としては、今後ともアニメ「めぐみ」の授業展開例も掲載している人権教育指導資料「なかまとともに」の活用を図るとともに、児童生徒の発達段階や学校の実態に即して、拉致問題に対する学習が進められるよう啓発を行っていきたいと考えております。

○植村委員 取り組んでいただいている様子が理解できました。一定の評価をさせていただきたいと思うわけですが、「なかまとともに」の活用もあわせて図っていただいているということですが、先ほど報告をいただいた「令和元年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」の27ページに、「なかまとともに」のことが書かれています。人権教育に活用しているということですが、27ページの上から2行目の人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用促進の中で、平成30年度は、小学校が81.6%、中学校が45.3%、高等学校が48.5%と評価されております。そういったことから、「なかまとともに」も50%を切っていることになるわけですので、その点も含めて、拉致問題に関しての人権問題に取り組んでいただきたいと思います。

ところで、以前、小中学校においても調査をされると聞いていたのですが、その点どのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○大山人権・地域教育課長 先ほども述べましたとおり、11月の郡市校長会において、アニメ「めぐみ」等の視聴等、拉致問題への取り組みを呼びかけを行って間もない状況であり、また、当課では毎年5月に人権教育の推進に関する調査を行い、前年度の人権教育の取り組み状況を調査していることから、来年度の調査において小・中・高等学校全ての校種において令和元年度の拉致問題への取り組み、またアニメ「めぐみ」の視聴について調査を行い、以降の拉致問題への啓発の参考にしたいと考えております。

○植村委員 ということは、小中学校の調査結果は来年の5月になるということですが、調査をすることで実態を把握することができ、改善が促されることになるわけですので、ぜひ早目にやっていただきたい。小学生、中学生は、拉致問題で日本人拉致被害者が帰ってこられたということ自体を知らないのが現状です。このポスターにも、「拉致問題の解決のためには、私たち一人ひとりの強い思いが必要です。」と書かれています。強い思いといっても、まず知らなければ何も生まれてきません。その点はしっかり取り組んでいただきたいと思います。

取り組んでいただいている成果も感じているのですが、先日、奈良県議会初代議

長の今村勤三議長の安堵町歴史民俗資料館を訪ねて行ったのですが、歩いている中で、各自治会や神社などの掲示板に拉致被害者のポスターが張られているのです。さすが安堵町は初代議長の誕生の地だと思いましたので、100代目の粒谷議長の生駒市も取り組んでいただけるかなと思って、帰ってきたわけですが、ぜひ一人ひとりの強い想いを継続できるように取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

続いて、2022年から始まる高等学校の歴史総合についてです。この科目について、現状、どのようになっているのかお聞きしたいです。まず、この高等学校の歴史総合ができた背景、経緯、目的についてお聞かせいただけますでしょうか。

○大石学校教育課長 現行の高等学校の教育課程においては、地理歴史科では世界史が必修となっており、日本史と地理を選択して学習することになっておりました。そして、次期学習指導要領の改定に当たり、一部の科目に選択がとどまるということが指摘されたこともあり、世界史の必修を見直し、我が国の伝統と向かい合いながら、自国のこととグローバルなことが影響し合ったり、つながったりする歴史のありさまを、近現代を中心に学ぶ科目として歴史総合が設置されたということです。

○植村委員 日本史と世界史をあわせてされるということですがけれども、現在、高等学校において、日本史を学習しないまま卒業する生徒がたくさんおられると聞いているのですが、文部科学省によると、平成25年に日本史を履修しなかった生徒の割合が全体で約4割にも上がっていたということですがけれども、本県においてはどれぐらいの方々が日本史を学ばないで卒業されているのでしょうか。

○大石学校教育課長 正確なことは手元にありませんけれども、基本的に世界史と日本史というパターンの選択が多く、地理を選択するのは主に理系の生徒です。本県においては、理系の生徒よりも文系の生徒がかなり多いことから、恐らく日本史を選択する生徒のほうが地理を選択する生徒よりかなり多いと承知しております。

○植村委員 後日で結構ですので、どれぐらいになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、歴史総合について、今後、どのような予定で導入が進められるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○大石学校教育課長 歴史総合をはじめとする新しい学習指導要領の各科目については、来年度、令和2年度中に教科書検定が行われる予定となっております。そして、令和3年度に教科書選定が行われ、令和4年度から各学校で実施する予定となっております。私ど

も県教育委員会は、これらの改定について、各学校に通知するとともに、昨年から既に、さまざまな研究集会等において、歴史総合など新学習指導要領の目標や内容についての説明を行っております。また、例年秋に開催している教科等学習指導研究会、これは各教科の先生方が一堂に会する会ですが、その研究会においても、担当指導主事により、新教育課程と新科目についての説明及び研究協議を実施し、令和4年度からの実施に向けて準備を進めているという状況です。

○植村委員 来年度に検定ということで、その後、本県において選定となってくるということでしたけれども、なぜこのようなことを聞かせていただいたのかと言いますと、私は、全然否定しているものではないのです。本当に我が国の歴史は、今一番身近に起こっていることとも実はつながっていること、年号を覚えるだけではなくて、どのような背景で今の我が国があるのかを知ることは非常に重要なことになってくるわけです。しかし、奈良県は、文明の発祥地ということで非常に歴史が長いです。先日も新帝陛下、皇后陛下も橿原神宮にご報告に来られ、私たちも県議会としてお出迎えに行かせていただいたわけですが、歴史が古代からつながっていることをわかるためには、その点がどのようになっているのか、奈良県独自の歴史がたくさんあるわけですから、その点も踏まえた歴史ということに注目していきたいと思っております。そのような面も含めて、近現代史は非常に重要だということはよくわかっておりますので、そちらのほうもしっかりやらなくてはいけないのですけれども、全国平均的ではなくてと私は思っておりましたので、状況についてお聞かせいただきたいということで質問いたしました。今後もこの件に関してはしっかり注視していきたいと思っております。

続いて、先日、平城高等学校の地域の方々が来られて、懸念していることについて言っておられたので、お聞きしたいのですけれども、現在、平城高等学校の地元の自治会や、平城東中学校区の地域協議会、これは奈良市が担当していただいているわけですが、その役員の方々から、これまで平城高等学校の生徒との協働推進事業を、地域で連携して推進してこられたということです。今回の平城高等学校の統廃合の中で、廃校とともに、今後の連携について、どのようになっているのかと不安視する声が届けられたわけです。

そこで、お聞きしたいのですけれども、今まで平城高等学校と地域の地域の連携活動というのはどのようなことをされてきたのか、お聞かせいただけますか。

○熊谷教育政策推進課長 平城高等学校においては、地域の自治連合会と協力して、駅前での挨拶運動や、小学生の登校を見守る活動であるセーフティスクール平城、さらには

地域での清掃活動のクリーンアップ平城など、さまざまな活動を行っております。また、地元の幼児や小学生等との交流を目的とした行事にも積極的に取り組んでおります。

○植村委員 ご報告を聞いていたら、非常に活発にやっておられるということで、地域の方々はそういうことで来られていたのかと感じました。今後、奈良高等学校が平城高等学校地に来られることになるわけですけれども、そのときの地域連携はどのようにされるのでしょうか。平城高等学校には教育キャリアコースがあって、その関連もあるのでしょうか、熱心にしておられたということですが、今回、奈良高等学校ではコースがなくなるとお聞きしておりますので、地元の方々には不安要素があるのだらうと思います。その点、今後、奈良高等学校として地域連携はどのようにされるお考えなのか、方向性等がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○熊谷教育政策推進課長 学校所在地の朱雀地区自治連合会から、移転後の地域との活動についても、今後も継続して地域と学校の間を続けることについて強い要望をいただいているところです。これまで平城高等学校が築いてきた地域との関係を奈良高等学校移転後も維持できるように検討を進めているところです。現在、奈良高等学校、平城高等学校の両校長と当該自治連合会会長、県教育委員会による打ち合わせを定期的に行っており、次年度には、試行的な取り組みの実施を含めて、今後の活動についても具体的に検討を進めていきたいと考えております。

○植村委員 統廃合という非常にデリケートな問題を抱えているわけですので、ぜひ積極的に、しっかりと取り組んでいただけるように、教育長にお願いしておきます。

最後の項目ですけれども、オリンピック・パラリンピック関係の質問です。

東京2020オリンピック・パラリンピック大会に係る県内のホストタウンの状況についてお伺いしたいのですが、先般からホストタウンについて、全国でいろいろなところが推進しておられます。ニュースでは、ロシアチームのドーピング問題で、ロシアチームを招致しようとしておられた全国の自治体においては、大変困惑した状況になっているとお聞きしております。ホストタウンについて、本県も取り組んでいただいていると思うのですが、現在、奈良県における招致や登録状況はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○木村スポーツ振興課長 ホストタウン制度については、東京2020オリンピック・パラリンピック大会を契機に、大会参加国との人的、経済的、文化的な相互交流を図る自治体を国が登録・支援することにより、地域の活性化を推進する制度となっております。本

年11月末現在ですけれども、全国で464団体がホストタウンに登録されており、県内では奈良県、奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、田原本町の6団体が登録されている状況です。

これまでのホストタウンの取り組みに対して、例えば国の支援ですと、駐日大使館や在外公館には各国のオリンピック委員会や競技団体との交渉をサポートしていただきました。そのほか、経費の面においても、事前キャンプの実施、住民との交流などに要する経費の2分の1については特別交付税が措置されている状況になっております。

○植村委員 先日、ラグビーワールドカップを、私も楽しんで、応援しながら見させていただいたのですけれども、日本代表の活躍が大変盛り上がっていたわけですが、そういった中で、東京2020オリンピック・パラリンピック大会が、もう本当に近づいてきているわけですので、何とか招致を成功させたいと思っております。世界の国々との交流は、奈良県の観光振興においても非常に有効であることは間違いのないわけですので、期待したいと思います。私の地元である奈良市、また山添村、この選挙区においても、地元の奈良市がホストタウンとして、女子サッカーチームを招致しようと取り組んでおられます。また、実行委員会もつくって取り組んでいると聞いております。招致に取り組んでいる地元のサッカー関係の方々からも、何とかしっかりと招致したいという声は聞いているわけですが、現在どのような状況になっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○木村スポーツ振興課長 奈良市における取り組みですが、県ではこれまで外務省や日本オリンピック委員会等の協力を得ながら、前回のリオオリンピック予選の際に奈良市での事前キャンプの実績があるオーストラリア女子サッカーチームのキャンプ招致に取り組んでいる状況です。本年8月には県、奈良市、関係団体等で構成している奈良市ホストタウン推進事業実行委員会を設立し、競技施設や宿泊・移動手段の確保など、来年に迫ったオリンピックに向けた受入体制の準備を進めているところです。ただ、女子サッカーについては、オリンピック予選が現在も続いている状況です。オーストラリアの女子チームにはぜひとも予選を突破していただき、奈良の地へお越しいただければと期待しております。

○植村委員 実行委員会ということで、県としてスポーツ振興課が取り組んでいるとお聞きしておりますけれども、さらなる招致と、大成功に向かって尽力していただきますようお願い申し上げます。

○藤野委員 まず、郡山南小学校の問題について、報道等でも取り上げられました。大和郡山市教育委員会、あるいは県教育委員会もさまざまな対応をされていると聞いておりま

す。特に県教育委員会は、休職されている先生方への聞き取り調査も含めて、取り組みを進めておられるということですので、あえて問うことはいたしません。ただ、保護者の方々もさまざまな懸念を持っておられますので、よりよい方向に進めていただくよう要望させていただきます。

今回、3点について質問いたします。

まず1点目は、以前から本会議や委員会等で質問しております学校における働き方改革、教職員の長時間勤務についてです。

国の方向性と同様に、県においても、第2回目の学校における働き方改革推進会議を開催されました。学校の業務改善推進プランと教育職員の勤務時間の上限方針の策定に向けて取り組みを進めているということですが、次の第3回目の会議に向けて、現状の取り組みについてお聞きします。

○香河教職員課長 県教育委員会では、教員の多忙化を解消し、子どもと向き合う時間を十分確保する方策を検討するために、学校における働き方改革推進会議を設置し、これまでに6月と9月に2回、会議を開催しました。

推進会議では、勤務時間管理の徹底、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化、学校の組織運営体制のあり方などについて検討を進めております。9月の第2回推進会議開催後は、職員団体等の関係団体からヒアリングを行ってきました。今後は、伺った意見を参考にしながら、勤務時間の上限に関する方針と業務改善推進プランを作成していきたいと考えております。業務改善推進プランでは、統合型校務支援システムの市町村立学校への導入を働きかけるなど、長時間勤務の是正に向けた具体的な取り組みを中心に取まとめしていきたいと考えているところです。

○藤野委員 来年1月ぐらいにその検討プランを策定されると聞いておりますけれども、3回目、4回目の計画はどのようなになっているのかお聞きします。

○香河教職員課長 この後は、第3回推進会議の開催を今月に予定しております。そこでの審議を踏まえて、1月を目途にプランと方針案を決定していきたいと考えているところです。

○藤野委員 現場の先生方を含めて、さまざまなご意見を聴取していただきたいと思えます。焦る必要はありませんので、じっくりとよりよいプランにさせていただきますようお願いしたいと思います。

学校における働き方改革の取り組みの中で、国においても、さきの臨時国会において、

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の改正案が可決されました。主な柱は、本会議での質問でありましたように、変形労働時間制と捉えております。公立学校でも、勤務時間を年単位で調整できるという変形労働時間制ですけれども、令和3年度から自治体の判断で導入できることになっております。変形労働時間制の中で、勤務時間の短縮も含めて、働き方改革ができるのか、改善ができるのかと不安視する声もあります。そもそも教員の数が足りないということで、増員するべきでないかという声も多々あります。このような中で、本会議でも答弁されましたけれども、改めて文教くらし委員会においても、変形労働時間制への捉え方と今後の取り組みについて、吉田教育長としては、どのような見解をお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

○吉田教育長 まず、変形労働時間制を安易に導入しますと、4月、5月の忙しい分を夏休みに持っていけばいいではないかという安易な考え方になると思うのですけれども、その前に、業務の改善をしっかりとやって、子どもと向き合える時間をふやすべきだと考えております。最近、市町村教育委員会等をいろいろと回っておりますが、業務改善をする一番のツールはICTだと思っています。ICTの中で、校務支援システムの導入を強く働きかけておりますけれども、導入されたところでは、8時半から教員が一斉に打ち合わせをする職員朝礼が、掲示板によって全てチェックができるようになるという利点があり、また、職員会議もペーパーレスになり、勤務時間も短縮されます。

それから、授業の改善等は、教育研究所でしっかり取り組みたいと思っておりますけれども、業務改善のツールとしてICTの活用が必要です。印刷室を見ると、私が教員になったころの印刷室と同じように、昭和のにおいが漂っているのです。輪転機、コピー機があって、輪転機で印刷をして、職員会議資料を手作業でとめているといった状況がありますので、そこをできる限り合理化するという方向で、まず業務改善を最優先していきたいと考えています。

○藤野委員 吉田教育長がおっしゃるように、繁忙期に残業時間を延ばして、その分を夏休み期間にという単純な取り組みであるならば、この制度も我々の考えと違うところに行ってしまうのではないかと考えております。本来なら、教員の増も含めてということですが、この制度を万が一導入するのなら、さまざまな角度から検討して、しっかりと導いていくことが大事だと思いますので、慎重に対応を考えていただきたいをお願いをします。

次に、問題行動調査についてお聞きいたします。

この10月に、県内の小・中・高等学校の問題行動調査の結果を公表されました。特に気になるところは、高等学校において、パソコン、スマホ、携帯電話などで誹謗中傷、嫌なことをされるといふいじめが2番目に多いということです。アンケートをとりながら、さまざまな小さな懸案も出てきた中で、この多さになったと聞いておりますけれども、気になるのは、先ほど申し上げたところです。ソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSですが、この対策というのは非常に今後求められるのではないかとと思いますが、学校等において、このような対策についてどのように現在取り組んでおられるのか、お聞きします。

○植村生徒指導支援室長 藤野委員お述べのように、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる比率が高等学校の場合は特に多くなっております。これについては、インターネット環境の普及拡大や機器所持の低年齢化が進む一方で、情報モラルの未成熟さから、アプリ等を不適切に使用している生徒がこの定義のいじめを引き起こしていると考えられております。このことについては、情報セキュリティ、情報モラルについて指導していきたいと思っており、今、奈良県高等学校生徒会連絡会では、小学生を対象にスマホ安全教室を開催したり、高校生による「Challenge! スマホリデー」の実施等、スマホの使い方等についての取り組みを進めていただいているところです。

○藤野委員 SNSを使つてのいじめ、あるいは依存症になった場合における不登校といったことが非常に増加している現状の中で、SNSの使い方も含めて、もう少し若年層から取り組みを進めていくべきではないかと思えます。そう簡単にいくことではないのでしようけれども、人権ということも考えれば、ここはしっかりと教育における取り組みも必要ではないかと思えます。

引き続きの取り組みをお願いしたいと思いますが、このようなさまざまないじめ、不登校に対する取り組みの中で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生活支援アドバイザーという県教育委員会の取り組みがあります。これは、先ほど吉田教育長から説明がありました「令和元年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」の39ページにも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについての取り組み状況の評価があり、次の40ページでも数値が出ております。高等学校においてはそういったことで取り組みを進めていただいていると思うのですが、県立学校は結構手厚くやっていますが、小中学校におけるスクールカウンセラー等の対応はどのようになっているのかお聞きします。

○植村生徒指導支援室長 スクールカウンセラーについては、平成27年度から全公立中学校に配置しております。また、中学校区内の小学校からの相談にも応じています。

○藤野委員 さまざまな取り組みの評価がありますが、今後も子どもたちの心のケアも教育委員会の役割として、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、79カ国地域学習到達度調査についてお聞きします。

これは、経済協力開発機構、いわゆるOECDが、学習到達度調査、いわゆるPISAの結果を今月の初めに公表されました。ここで特に顕著に出ているのは、日本の高校1年生の読解力が15位となっており、8位だった2015年の前回調査からかなり低下しているということです。読解力の低下については、根拠を示して考える、述べる力に課題がある、情報の真意を見きわめる力などをはかる新たな出題の正答率が特に低いことも影響している、OECD加盟国内の中でも授業中のデジタル機器の利用が特に少なく、本や雑誌等、異なる形式の文章になれていないといった文部科学省のコメントも掲載されておりました。デジタル機器の授業中の活用は、先ほど吉田教育長がICTの話をされましたけれども、まさしくこのICTにおけるさまざまな教育の取り組みが今後問われてくるのではないかと考えております。「令和元年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」の42ページに、校務用コンピューターの整備率、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数、ICTを活用する能力、あるいは指導する能力といった数値も掲載されております。全国平均と比べて低い数値もあり、今後の課題も残されていると思います。次の43ページにも、教育用・校務用コンピューターの整備について掲載されています。評価についてはB評価がかなり多く、全国平均も上がっているということもあり、昨年の数値よりはかなりよいと考えておりますが、今後の取り組みの推進について、現在の状況なども含めて、お聞きしたいと思います。

○深田教育研究所副所長 奈良県のICTの今後の取り組みについて、校務支援システムについては、本年度からですけれども、全県立学校において、校務支援システムが稼働しております。

また、市町村についてですけれども、本会議等で吉田教育長から答弁をしているところではありますが、藤野委員お述べのとおり、奈良県の整備率等はおくれています。それについて、今後、国の整備計画が示されることになっておりますので、県もそれに基づき整備計画を作成して、充実に努めていきたいと考えています。

○藤野委員 県立学校、特別支援学校については、県教育委員会は、さまざまな取り組み

を進めておられますけれども、市町村教育委員会の取り組みはなかなか厳しいところもあると聞いておりますので、同時に取り組みの推進を求めていきたいと思っております。

それから、先ほどの質問の中でも、情報の真意を見きわめる力などをはかる新たな出題の正答率が特に低いということに対しては、前回の9月定例会の質問でもしました、新聞における教育も非常に大事ではないかと思っております。今後もこういった、来年から始まる新学習指導要領の中の新聞等における情報教育も含めて、さまざまな取り組みの推進を、県教育委員会が中心になりながら、進めていただけますようお願い申し上げて、質問を終わります。

○阪口副委員長 質問が2点あります。

1点目の質問は、食べ物のアレルギーについてです。

先般、保護者とアレルギーを持つ子どもと面談をしました。特に本年は災害が多く、災害時にアレルギー用の食べ物が備蓄されていなければならず、大分大変な思いされているようですが、備蓄の問題は本委員会の所管事項には該当しませんので、そこで私が質問したいのは、かつては学校の現場ではあまりアレルギーの話はなかったのですが、そのころはアレルギーがなかったのかどうかはわからないのですが、ずっと昔は給食は全部食べないといけないということで、食べなかったら、立たせてでも、5時間目に入ってでも食べさせているという傾向が見られたわけです。私もいろいろ調べましたが、少しミルクを飲むだけでもショック状態を起こす傾向があるようです。学校現場においては、修学旅行等もあり、当然、アレルギーへの対応が必要ですが、現場ではどのような対応を行っているのか、お聞きしたいと思います。

○栢木保健体育課長 本県では、アレルギー疾患対策基本法が平成26年に国で制定されたことを踏まえ、アレルギー疾患を有する児童生徒に対する個別の支援プランの立て方、宿泊を伴う活動における注意点、学校給食の対応等を示した、学校におけるアレルギー疾患対応指針を平成28年2月にまとめております。

各学校では、アレルギー疾患を有する児童生徒の把握をするために、転学時や入学時にアレルギー疾患の有無や管理の必要性について保健調査を行っております。管理が必要な児童生徒においては、主治医による学校生活管理指導表の提出により、学校給食における摂取制限や緊急時の対応等を校内で情報共有し、適切に対応しているところです。また、学校医には、各校のアレルギー疾患を有する児童生徒の健康管理について、共通理解の上、緊急時の協力依頼も行っております。

県教育委員会では、県内学校での食物アレルギー事故の発生状況について、ヒヤリ・ハット報告及びアレルギー事故の報告の提出を求めており、事故発生状況を把握して、共有することで事故発生の防止にも活用しております。

今後も指針に基づき、各学校におけるアレルギー疾患対応の徹底に努めていきたいと考えております。

○**阪口副委員長** 本年、市町村も含めて、学校現場でアレルギーに関して被害が出たという報告等あれば、お聞かせください。

○**栢木保健体育課長** 令和元年は、事故報告が34件、ヒヤリ・ハット報告はゼロ件となっております。

○**阪口副委員長** 高等学校でそうでしたら、市町村を含めると、かなりの数字になると思います。今後、アレルギーに関しての対応について、よろしく願いいたします。

○**栢木保健体育課長** 先ほどの報告件数は、小・中・高等学校含めてです。

○**阪口副委員長** わかりました。2点目の質問は、教育長への質問です。

教員の労働条件の問題ですけれども、先ほどICT化の話がありましたが、ICT化はよいと思うのですが、私が教師になったころは、ガリ版で書いて印刷しておりました。そのころは、仕事はのんびりしておりました。パソコン等が導入されて、仕事量全体がふえたため、パソコンが入ったから楽になったわけではなく、最後は非常にしんどかったです。私の子どもも教師になりたいと言いましたが、やめておけ、しんどいと言ったわけです。

先ほど藤野委員から変形労働時間制の話がありましたが、私もずっと新聞等を見ていますが、これで本当に楽になるのか、反対にしんどくなるのではないかという気持ちで進捗を見ております。神戸市や県内でも教員の不祥事等があるわけですが、私は教員が働きやすい労働条件をつくってあげることが大事であると思います。そうでないと、志願者が減っていくと思うのです。例えば、できるだけ長時間労働を減らす。部活動についても一定の制限を加える。職場では上下関係が必要かもしれませんが、自由な雰囲気や教員を働かせてあげるなど、幾つかの視点が要ると思います。

そこで、吉田教育長にお聞きしたいのは、志願者をふやさないと、優秀な人材も来ないので、奈良県を受験する志願者の傾向をお聞きしたい。傾向を通して、教員が働きやすい条件をつくれば、志願者もふえるのではないかと考えますので、そのことについて所見をお聞きしたいと思います。

○**吉田教育長** 現在、全国で小学校の教員採用試験の倍率が一番低いところは1.2倍で

すが、本県では4倍から5倍は維持できている状況であり、そこまで教員志望者が少なくなっているのではありませんけれども、阪口副委員長がおっしゃるように、教育に十分に携わることができる環境、子どもと向き合うことができる環境、教材研究をしっかりとできる環境が、現在、不足している可能性があります。私も小学校の先生と話しますと、教える内容がかなり多くなっていて、減ることはなく、どんどん多くなって、ふえる一方であると聞きます。ふえる一方である教科指導に、対応がなかなかしんどいという状況です。これは小学校教員のアンケートの結果にもあらわれています。教材研究に時間を要するため、教材研究に時間を十分かける余裕が必要です。

それから、中学校、高等学校では、部活動に係る指導が非常に負担になっており、ガイドラインにより、部活動に係る時間をこれからは変えていく、意識改革をしていく必要があります。部活動を行い、強くして全国大会に出ていくということが勝利至上主義につながりますので、部活動、スポーツは、ある意味では楽しむものであるとか、生涯スポーツという観点を取り入れながら、運動部活動に取り組んでいく必要があります。

また、報告書の作成が非常に多く、県教育委員会、市町村教育委員会、国も含めて、同じような報告書が上がってきます。それから、会議の時間が長く負担になるという意見もあります。これらに対してはICTの活用が有効であろうと考えております。

教材研究に係る小学校の先生方の負担を軽減するためにも、教育研究所に来年度設置しますが、教育の情報化を積極的に推進し、指導コンテンツをしっかりと小学校の先生に提供することによって、ゆとりが持てるのではないかと考えております。

○阪口副委員長 少し専門的になりますけれども、教員の労働時間についてです。

教員の負担は、教員1人当たり、1週間に何時間の授業を持つかが大きいわけです。私は、授業だけで18時間のときもありましたし、22時間、24時間のときもありました。ホームルームを持つと、多いときは26時間ぐらいになります。週当たりの授業時間が18時間なのか、20時間なのか、23時間なのか。それは、先ほど藤野委員が言われたように、定数増がなければ、授業時間数は減らないわけです。小学校であれば、1週間に1人当たり何時間なのか、中学校であれば何時間なのか、高等学校であれば何時間なのか、お聞きしたいと思います。

○吉田教育長 これは基本的な考え方ですけれども、小学校の先生は5日間勤務して、高学年では、6時間の授業が行われます。その中で、音楽など数時間の専科教員が授業をする時間があるため、6時間かける5日で、30時間から専科教員が授業をする時間を引い

た時間が授業時間になっており、24時間程度だと考えております。

それから、中学校は教科制ですので、授業時間は大規模校では大体20時間程度の授業を持っており、高等学校では、16時間をベースに授業時間を考えていると捉えております。

○阪口副委員長 中学校でしたら、授業時間が20時間であれば、朝の学活、帰りの学活、ホームルームの時間等が入りますので、当然20時間プラス何時間になると思うのです。このあたりを改善しないと非常に教師は忙しいです。私自身の経験では、生徒が質問に来ても、次のスケジュール、授業が詰まっていますので対応は無理なのです。そして、放課後に来てもらおうにも会議が詰まっているわけです。どこにもゆとりがないのです。クラブもほとんど行けないので、朝に練習をすることになるわけです。全体の仕事量を見ていかないと、教員の勤務のことはわからないと思うのです。教員はしんどいというのがありますから、労働のことを考えてあげて、魅力的な職場であるという認識を持たせて、いろいろな人材が教育現場に入ってくるようお願いしたいと思っております。

○井岡委員 通告しておりませんが、少し意見と経緯を聞かせていただきたいです。補正予算案に出ている大淀養護学校の災害復旧工事について、コンサルが入って工事を行ったのですが、その後、何度か斜面が崩壊しているということですが、担当職員は土木の技術職員で、教育委員会におられるわけですか。

○中西学校支援課長 この事業については、大淀養護学校を所管している教育委員会の学校支援課と、福祉医療部の障害福祉課が共同で事業を進めてきました。実際の人員体制ですけれども、土木の技術職員はおりません。そのため、事務職員が対応しているという状況です。

○井岡委員 私の地元、田原本町では文化財関係の職員が工事の担当になって、技術的なことがわからないので、結局、問題が起きましたけれども、その担当の方を責める必要はなく、体制がおかしいと思っております。

水抜きもしないで擁壁が壊れたということですが、コンサルに任せるだけでなく、実際に技術職員が来て、十分な対策工事をしないといけないのに、事務職員の教育委員会の方がしている。先ほどから教育のことを言われていますけれども、そちらのことはうまくしゃべられて、知識はあるのですが、土木の技術者ではないので、そのようなことは無理な話です。

それから、県立奈良高等学校の体育館でもそうです。少し変わった工法や材料というこ

とですが、わかるわけがないと思います。この仕組みを変えないと絶対に無理だと思います。制度上はどうかは知らないけれども、県土マネジメント部と県有施設営繕課に任せることができないのか。この事業は、複数の部局にまたがっているのでしょうか。吉野学園の場合は、例えば吉野土木事務所に任せるなど、そのようなことを考えていかないと、教育委員会の事務職員ではとても無理な話です。また、奈良高等学校の体育館については、誰が見ても早くしないといけない仕事で、子どもが一番困る話です。それを進めるためには、教育委員会は部局が違おうと言っても、全庁的に取り組む体制を構築しないといけません。私は工法や材料にこだわっているのは物すごく気に入らない、公平性が保たれていないと思っています。どうかこの仕組みを変えられるように、私から知事、副知事に言ってもよいけれども、教育委員会からそのような要望をする、また、検討はできないのですか。

○吉田教育長 10月の決算審査特別委員会でも議論になりましたが、大淀養護学校の件に関しては、現在、技術指導をしていただいているということで、井岡委員がおっしゃる体制づくりが、徐々に考えられていると私は思っております。そのようなことは非常にありがたいと思っております。

○井岡委員 教育委員会だけではなく、今、天理市で行っている、基礎工事をして浮き上がっている建物も、土木担当課が担当ではありませんし、体制を構築していかないと、担当の職員が一番かわいそうだと思います。コンサルの設計がきちんとできていたのかわからないけれども、また同じことが起こってくるので、ぜひともご検討いただきたいと、知事、副知事にもお願いして、土木と営繕も逃げないようにしながら、やっていただきたいと思っております。

○今井委員長 委員会運営の都合により、副委員長と進行を交代させていただきます。

○阪口副委員長 それでは、委員長にかわり、委員会を進めさせていただきます。

○今井委員長 先ほどの質問の続きをさせていただこうと思います。

先ほど、植村委員の質問に、熊谷課長が答弁されましたが、実際に参加されている吉田教育長に、現在、どのような問題が議論されていて、どのようなことが課題になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○吉田教育長 まず、地域と学校との関係でいろいろな行事が行われてきたということ、我々教育委員会は、どのように大切にしていこうかということですが、高等学校適正化の推進計画を出した後、県立高等学校適正化実施計画を出すまでの間に、平城高等学

校関係者から要望をいただいております。1つ目は、平城高等学校をなくさないでほしい。2つ目は、地域との関係を大事にしてほしい。3つ目は、平城高等学校と奈良高等学校を統合してほしい。この3つの件に関して、最後の教育委員会で議論し、実施計画を6月に出させていただきました。この実施計画の中には、「魅力と活力あるこれからの高校づくり」のための教育環境の整備というところに、「地域とともにある学校づくり」の更なる推進ということを掲げております。その内容は、1つ目が、全ての高等学校でコミュニティ・スクールを導入するということです。2つ目が、現平城高等学校の再編により、学年進行で生徒が減少する中、地域との連携を維持するため、県立高等学校及び県立国際高等学校と地域との協議会を2020年度から設置するというので、実施計画に明記しております。ここに国際高等学校が入っているのは、当初、平城高等学校の入学生を国際高等学校の学籍移動することも考えておりましたので、奈良高等学校だけではなく、国際高等学校も一緒になって地域貢献をすべきだろうという意味で、2020年度から協議会を設置するというです。協議会を設置するまでは不安であるとの声が地域からありましたので、事前にしっかり協議をする必要があるだろうということで、平城高等学校の校長、奈良高等学校の校長、自治会長、そして私とで何回か協議を重ねております。ただ、今の協議の段階では、自治会も不安であるということをおっしゃっておられました。協議会を設置すれば、安心していただけると思うのですけれども、現段階では文書を必要とするという要望もいただいておりますので、どのような文書を出せるかはわかりませんが、平城高等学校の生徒が学年進行で減少する中で、奈良高等学校が中心となって地域貢献をしっかり担っていくということの内容も含めたものを検討しているところです。

○今井委員長 いろいろ具体的な議論をしていただいていることをご紹介いただいたのですが、本当に大変デリケートな問題を含んでいると思います。西の京高等学校は、県立大学附属高等学校になり、登美ヶ丘高等学校は国際高等学校になります。そして、平城高等学校には、奈良高等学校がということになりますと、平城高等学校の人たちの思いというのがどこに持っていったらいいかということが実際にはあるのではないかと感じております。奈良高等学校に対しては、歴史も長いですし、たくさんの卒業生もいますので、さまざまな思いがあると思います。兄弟で奈良高等学校に行ったり、平城高等学校に行ったり、同級生が奈良高等学校に行ったり、平城高等学校に行ったりと、そのような環境の人たちのことを考えると、今回の方向は違うと思っておりますので、本当にこれからの奈良にとって、この方向がよかったと言える方向に進めていただくよう要望しておきたいと

思います。

それから、今回報告いただいた、「令和元年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」を拝見いたしました。1つ気になりましたのが、評価をされている委員の先生が6名いらっしゃいますけれども、女性が1人も入っていないので、今度、委員をかえるときには、ぜひ女性を含めていただきたいと思います。

それから、52ページに委員の意見があり、II 1-3に、高等学校教育の質の向上ということで、「県外へ流出する中学生を食いとめる努力をしないと、ますます県内の高等学校への進学者数は減っていくのではないかと危惧している。」と書いてあります。これに少し関係するかもしれませんが、高等学校の寄宿舎の問題です。現在、畝傍寮とかぐやま寮がありますけれども、特に、畝傍寮が大変老朽化しており、しかも、入寮条件が県の規則の中で決まっていると思うのですが、吉野郡、奈良市の山間部、東部地域にエリアが限られていると思うのです。先日、吉野高等学校に行ったときに、大体7割から7割5分ぐらいの生徒が1時間半かけて通学しているという実態がわかり、高等学校再編で学校の統廃合をするのであれば、寄宿舎の利用範囲も全県に広げ、希望する人がいれば入れるように改善していただきたいと思います。

それから、過疎の進行の要因の一つが、子どもの教育をきっかけに、そこに住めなくなると言われているわけですがけれども、子ども一人だけで下宿させるわけにはいかないから親もついていく。そのため、3月は別離の春だという話なども聞いておりますので、寄宿舎をきちんと建てかえる、また、中身をもっとよくして、子ども一人でも安心して預けられるように環境改善をしていただきたいと思っておりますが、ご意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○中西学校支援課長 まず、総合寄宿舎のもともとの設置目的ですが、交通条件の恵まれない山間地域に住所を有する等、通学に困難な事情のある生徒に対して、宿泊の便宜を供し、そして、秩序ある共同生活を通じて、健全な心身の育成を図るための施設ということなのです。そのため、入寮資格は、今井委員長お述べのように、条例で定める指定区域となっており、曾爾村、御杖村等の10村と、奈良市等5市町村の一部となっています。これは、いわゆるへき地を対象にしているということです。

一方で、施設面の老朽化の問題があります。施設の老朽化については、県立高等学校もそうですが、来年度、長寿命化計画を策定していく検討をしているところです。そのよう

な検討とあわせて、今後、総合寄宿舎のあり方そのものについても並行して検討を始める必要があると考えています。

入寮条件については、総合寄宿舎のあり方と関連して、交通条件の実態等も勘案して検討すべき課題であると考えています。

○**今井委員長** 奈良県の高校生の通学時間が全国で2番目に長いという指標を見たことがあるのですが、本当に通学時間が長いというのは、子どもにとっても大変ストレスが大きいと思いますので、ぜひ寄宿舎を希望する方が入れるように改善していただき、内容も新しくてよいものにしていただくことをお願いしておきたいと思います。

ずっと教育ばかりですので、景観・環境局にも1点お伺いしたいと思います。

現在、山辺・県北西部広域環境衛生組合で、天理市に広域のごみ処理施設を建設する計画が進んでおります。現地にも行きましたけれども、それぞれの地元で中継施設をつかって、ためたごみを運ぶという仕組みでいくようですが、先日、広陵町、安堵町、河合町が共同で中継施設をつくと報道されております。聞きに行きますと、リサイクルなどが一定できて、運んだときに受け取りやすい処理もするというので、建物なども検討しているということです。天理市につくる施設については、県が奈良モデルで支援されると聞いておりますけれども、このような市町村が行うことに対しても支援が出るのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○**西井環境政策課長** ごみ処理広域化に関する県の支援ですけれども、ごみ処理の広域化については、平成28年4月に本県独自の財政支援制度として、広域化を促進するための奈良モデル補助金を創設しました。この制度は、国の交付金や地方交付税を除く市町村の実質負担額に対して、計画調査費で2分の1、施設整備費で4分の1を補助するものです。今井委員長お述べの、山辺・県北西部広域環境衛生組合に対しては、焼却炉の本体ということで、平成28年度から計画段階の補助として支援させていただいているところです。

それから、広域化に伴い必要となる中継施設の件ですけれども、中継施設の整備についても同様に、補助要綱の基準に基づいて財政支援することになるかと思います。

○**今井委員長** わかりました。また要望などありましたら、ぜひ対応していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○**阪口副委員長** それでは、委員長と進行を交代します。

○**今井委員長** ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で討論される場合は、委員長報告に意

見を記載しないこととなっております。

創生奈良は、議第78号中、当委員会所管分について反対討論をされますか。

○阪口副委員長 反対討論はいたしません。

○今井委員長 では、委員長報告に反対意見を記載することといたします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会を終わります。